

大分県報

平成二十八年
号外（二九）
三月三十日

（水曜日）

目次

規則

大分県立職業能力開発校規則の一部改正……………一
大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一

〇規則

大分県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第十六号

大分県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

大分県立職業能力開発校規則（昭和三十九年大分県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~エネルギー~~」の次に「~~燃費効率~~、~~エネルギー~~」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第十七号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の介護保険法関係事務の項中

介護支援専門員実務研修 受講試験手数料
介護支援専門員証交付手 数料

を

介護支援専門員証交付手 数料

に改め、同表の大分県

立農業大学の事務の項の次に次のように加える。

農産物検査に係る 登録検査機関登録 事務	登録手数料
	登録更新手数料
	変更登録手数料

別表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項の次に次のように加える。

建築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律関 係事務	建築物エネルギー消費性能 向上計画認定申請に係る審 査手数料
	建築物エネルギー消費性能 向上計画変更認定申請に係 る審査手数料
	建築物エネルギー消費性能 向上計画認定に係る構造計 算適合性判定手数料
	建築物エネルギー消費性能 認定申請に係る審査手数料

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。